

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 磐梯町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.2%
全職員	69.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	99.1%
本庁係長相当職	100.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.6%
31～35年	94.8%
26～30年	87.3%
21～25年	— %
16～20年	96.5%
11～15年	135.9%
6～10年	118.9%
1～5年	81.3%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員（以下「会年職員」という）のうち、季節的従業員及び発掘作業員、1週の勤務時間が20時間未満のパートタイム会年職員は、任期の定めのない常勤職員以外の算定に含めない。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員である会年職員については、女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・「役職段階別」欄について、課長相当職に女性がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。